

茨城県報 第5343号

昭和40年10月21日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則		
(人事委員会)		
●職員の給与に関する規則の一部改正…………… 1	●五霞村営山王地区の換地計画の認可…………… 5	
●職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正…………… 2	●美野里町営竹原, 中台地区の換地計画の認可…………… 5	
告 示		
●五霞村内の字区域の一部変更…………… 3	●道路の区域変更(3件)…………… 5	
●美野里町内の字区域の一部変更…………… 3	●道路の供用開始(3件)…………… 7	
●家畜伝染病の発生転帰…………… 4	(勝田地区工業団地整備組合)	
●豚コレラ予防指定の一部改正…………… 4	●第4回定例議会の招集…………… 8	
●木材業者の登録…………… 4	公 告	
	●土地改良区役員の就退任…………… 8	
	●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞…………… 9	

規 則

(人事委員会)

茨城県人事委員会規則第15号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和40年10月21日

茨城県人事委員会委員長 吉 永 時 次

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表の教育職給料表(二)の項の適用範囲の欄の第7号中「経営伝習農場または農村青年研修館に勤務する場(館)長および」を「経営伝習農場または農村青年研修館に勤務し、」に改める。

別表第6の表の1等級の項の標準職務の欄の第2号中「, 教護院または経営伝習農場」を「または教護院」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県人事委員会規則第16号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和40年10月21日

茨城県人事委員会委員長 吉 永 時 次

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年茨城県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第3条の3第1項を次のように改める。

第3条の3 条例第4条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、茨城県立経営伝習農場に勤務する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育職給料表(ニ)の適用を受ける者
- (2) 行政職給料表の適用を受け、農業教育の業務に従事する日その月の日数から勤務を要しない日および休日を除いた日数の2分の1をこえる者で、人事委員会が認めるもの

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項に係る改正規定は、昭和40年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第1205号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき五霞村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同村長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により昭和40年10月22日から効力を生ずるものである。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

五霞村大字山王

字田向 448番, 449番, 450番, 451番, 452番, 453番, 454番, 455番, 457番, 458番,
460番, 461番

字弁財天 567番の3

及び、これに伴う道路等の国有地の全部を五霞村大字山王字押塚に変更

茨城県告示第1206号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき美野里町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により昭和40年10月22日から効力を生ずるものである。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩上二郎

大字竹原字中台 1854番の内、1855番の内、1856番の内、1857番～1858番、1859番、1860番、1861番の内

大字中台字オノ峰 21番、22番

及びこれに伴う道路等の国有地全部を大字中台字中内に変更

大字竹原字中台 1855番の内、1856番の内、1861番の内、1862番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を大字中台字オノ峰に変更

大字竹原字中台 1862番の内

大字竹原字オノ峰 1913番より1916番まで

及びこれに伴う道路等の国有地全部を大字竹原下郷字オノ峰に変更

大字竹原字中台 1862番の内、1863番の内、1873番の内、1874番の内、1875番の内、1876番、1877番の内、1878番の内、1879番、1880番の内、1881番の内

大字竹原下郷字オノ峰 18番の内、19番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を大字竹原下郷字中台に変更

大字竹原下郷字中台 3番、4番

大字竹原字清水尻 1964番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を大字竹原字中台に変更

大字中台字地藏前 86番、87～1の内、87～2、

大字中台字浜井場 88番の内、89番の内、90番の内、101番の内、102番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を字久保道に変更

大字中台字栗山 324番の内

大字中台字久保前 331番の内、332番の内

大字中台字浜井場 88番の内、90番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を字門畑に変更

大字中台字久保前 330番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を字浜井場に変更

大字中台字久保前 331番の内

大字中台字中坪 313番の内、314番の内、315番、316番

大字中台字七切 299番の内、300番の内

大字中台字明神脇 297番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を字栗山に変更

大字中台字栗山 326番の内

大字中台字中坪 327番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を字久保前に変更

大字中台字栗山 326番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を字中坪に変更

大字中台字東前 293番の内, 294番の内

大字中台字七切 298番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を字明神協に変更

大字中台字東前 287番の内, 289番の内, 290番の内, 291番の内, 292番の内, 293番の内

及びこれに伴う道路等の国有地全部を字七切に変更

茨城県告示第1207号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩上二郎

記

病名	発生頭数	発生(決定)月日	転帰	発生場所
豚コレラ	2	10月6日	殺処分 2頭	猿島郡猿島町

累計 1350頭

茨城県告示第1208号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 移入禁止区域中 栃木県下都賀郡を削除する。

茨城県告示第1209号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和40年10月21日

県北振興事務所長 岩上昌夫

第1種業者登録

登録年月日	登録番号	住所(所在地)	名称	氏名(代表者名)	営業所又は工場		業種
					名称	所在地	
昭和40.10.11	北振第325号	水戸市根積町547番地	大興製材(株)茨城出張所	大興製材(株)茨城出張所 所長 杉山 稔	大興製材茨城出張所	水戸市根積町547	第1種業

(第三種郵便物認可)

昭和 40.10.15	北振 第 326 号	東茨城郡常北町 下古内1553	常 北 林 業	加倉井 山	常北林業	東茨城郡常 北町下古内 1553	第 1 種業
----------------	---------------	--------------------	---------	-------	------	------------------------	--------

第 4 種業者登録

昭和 40.10.11	北振 第 311 号	那珂湊市田中 8088番地	有限会社 田中造船所	有限会社 田中造船所 代表取締役 永田萬蔵	有限会社 田中造船所	那珂湊市田 中8088	第 4 種業
----------------	---------------	------------------	---------------	--------------------------------	---------------	----------------	--------

茨城県告示第1210号

昭和40年10月2日付で五霞村長大沢軍治から申請のあつた五霞村宮山王地区の換地計画認可申請については、昭和40年10月21日認可したから土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）附則第12項に基づく旧土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3において準用する同法第52条第8項の規定により公示する。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1211号

昭和40年10月7日付で美野里町長滑川清から申請のあつた美野里町宮竹原、中台地区の換地計画認可申請については、昭和40年10月21日認可したから土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）附則第12項に基づく旧土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3において準用する同法第52条第8項の規定により公示する。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和40年10月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水海道停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
水海道市宝町字石堂2725番地の1地先から 水海道市宝町字宝洞宿2765番地の1地先まで	旧	メートル 5.0 ┆ 5.2	メートル 381.0	旧土浦野田線の一部水海道市道の一部を県道の区域に加える。
水海道市宝町字石堂2725番地の1地先から 水海道市諏訪町字五本榎3366番地の1地先まで	新	7.0 ┆ 7.2	756.0	

茨城県告示第1213号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和40年10月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 50号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
結城市大字結城字継橋4410番地の1地先から	旧	メートル 9.0 ┆ 11.5	メートル 611.0	建設省直轄工事
結城市大字結城字下小埜4291番地地先まで	新	9.0 9.0 ┆ ┆ 11.5 29.0	611.0 611.0	

茨城県告示第1214号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき基路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和40年10月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 50号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字女方字砂田12番地の3 地先から	旧	メートル 4.8	メートル 4,205.0	建設省直轄工事 1
		18.0		
下館市大字神分字熊山208番地の 2地先まで	新	4.8 13.2	4,158.0	
		18.0 47.7	4,205.0	

茨城県告示第1215号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年10月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 水海道停車場線
- 2 供用開始の区間 水海道市宝町字石堂2725番地の1地先から
水海道市諏訪町字五本榎3366番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年10月21日

茨城県告示第1216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年10月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道50号線
- 2 供用開始の区間 下館市大字女方字砂田12番地の3地先から
下館市大字神分字熊山208番地の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年10月21日

茨城県告示第1217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年10月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道50号線

- 2 供用開始の区間 結城市大字結城字継橋4410番地の1地先から
結城市大字結城字下小槁4291番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年10月21日

(勝田地区工業団地整備組合)

勝田地区工業団地整備組合告示第4号

勝田地区工業団地整備組合昭和40年第4回定例議会を下記のとおり招集する。

昭和40年10月21日

勝田地区工業団地整備組長

茨城県知事 岩上二郎

記

- 1 日時 昭和40年10月28日午前10時
- 2 場所 水戸市北三の丸
茨城県庁内 第1議員控室

公 告

●土地改良区役員の就退任

行方郡麻生町宇崎217に事務所をおく大和村宇崎土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和40年10月21日

茨城県鉾田土地改良事務所長 横山晃

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字宇崎217	理 事	小 峰 新 治	理 事 長
〃 224	〃	高 野 通	
〃 1302	〃	高 野 睦 治	
〃 425	〃	作 山 富久寿	
〃 913の1	〃	今 泉 永 寿	
〃 776	〃	宮 内 卯之助	
〃 487	〃	今 原 磨差志	
〃 1030	〃	今 泉 三 男	
〃 626	〃	新 堀 昌之輔	
〃 779	〃	小 峰 秀 松	
〃 1117	〃	矢 口 弥三郎	
〃 382	〃	松 崎 勇	
〃 938	監 事	平 山 伊衛門	
〃 351	〃	辺 田 保 治	
〃 773	〃	箕 輪 寛	
〃 1303	〃	平 山 浩	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字宇崎626	理 事	新 堀 昌之輔	理 事 長
〃 442の1	〃	矢 口 三代治	
〃 508	〃	千 葉 仁 平	
〃 382	〃	松 崎 勇 雄	
〃 341	〃	海老沢 昭 雄	
〃 217	〃	小 峯 新 松	
〃 779	〃	小 峰 秀 松	
〃 1304	〃	宮 内 実	
〃 165の1	〃	箕 輪 長 衛	
〃 237	〃	高 野 七 郎	
〃 775	〃	宮 内 喜 一	
〃 624	〃	新 堀 静	
〃 488	監 事	新 堀 義 彰	
〃 422の1	〃	千 葉 乾 蔵	
〃 42	〃	新 堀 順 衛	
〃 778	〃	箕 輪 新 作	

●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通法第 104 条の規定による自動車等運転者行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和40年10月21日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

- 1 期 日 昭和40年10月28日
- 2 場 所 茨城県警察本部公安委員会室
- 3 住所氏名

猿島郡総和村下辺見1110	佐 久 間 武 夫
古河市中田新田131	小 森 谷 徹
古河市古河4843	佐 藤 利 一
真壁郡協和町向川澄 5	永 島 一 三
稲敷郡阿見町島津4285の 1	菅 谷 義 男
新治郡出島村安食1033	貝 塚 重 勝
土浦市中貫605	富 樫 清 吉
新治郡新治村小高410	佐 藤 文 夫
稲敷郡利根村寺内526	桜 井 寛
高萩市春日町3の3	八 重 樫 雄 司
日立市小木津町3061	増 子 齊
日立市宮田町994	木 村 義 夫

日立市神峯町1丁目7の3

大 沢 清 中

日立市水木町2283

古 川 寿 雄

日立市弁天町3丁目6の10

高 橋 賢 治

西茨城郡友部町太田1580

宮 崎 祐 吉

石岡市仲町706

田 中 勲

久慈郡金砂郷村赤土462

桑 原 昇

那珂郡瓜連町瓜連1190

竹 内 敏 雄

東茨城郡大洗町磯浜166

川 上 義 孝

正 誤

昭和40年10月11日付茨城県報号外に登載の茨城県精神衛生診査協議会条例中下記のとおり誤りがあつたから訂正する。

記

頁	行	正	誤
9	上 11	茨城県精神衛生診査協議会条例	茨城県精神衛生診査会条例

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所